

地震災害から生命や財産を守るために ～建築物等耐震化支援事業をご利用ください～

区では、地震災害から区民の皆さんの生命や財産を守るため、既存建築物等を対象に、耐震診断や耐震補強工事に掛かる費用の一部を助成しています。

助成には、要件や手続き等がありますので、必ず事前に建築課建築防災係へご相談ください。

※要件は変更する場合があります。

【問合せ】建築課建築防災係(本庁舎8階) ☎(5273) 3745へ。

◆木造建築物への支援

■対象建築物

昭和56年以前に建築された、木造(在来軸組構法)2階建て以下の専用住宅・共同住宅・店舗等併用住宅

①予備耐震診断の技術者を無料で派遣

簡易な耐震診断(予備耐震診断)や耐震相談を行うため、専門の民間技術者を無料で派遣します。

②「耐震詳細診断・補強計画作成」への助成

①の予備耐震診断の結果、耐震補強が必要となり、耐震詳細診断を実施し補強計画作成する場合、15万円を限度に助成します。この助成は、耐震補強工事の実施を前提としない場合でも可能です。助成を受ける場合は、区に登録している「耐震診断登録員」(耐震詳細診断・補強計画を行う専門家)と直接契約して、耐震詳細診断・補強計画を進めていただきます。

③「耐震補強工事」への助成

②の耐震詳細診断・補強計画に基づき、耐震補強工事を行う場合に、費用の一部を助成します。助成は「対象建築物が、建築基準法に基づく道路に突出していないことおよび無接道敷地の建築物でないこと」「世帯の所得金額の合計が800万円以下であること」「助成申請者を含むその世帯が住民税を滞納していないこと」などが要件です。

◆非木造建築物(住宅・共同住宅)への支援

(1) 昭和56年6月以前の旧耐震基準建築物への助成

①予備調査のための技術者を無料で派遣

予備調査や耐震相談を行うため、専門の民間技術者を派遣します。

②「耐震診断・耐震補強計画作成」への助成

耐震診断および耐震補強計画の作成に掛かる費用の2分の1を、1戸当たり5万円を限度に助成します(1物件200万円を限度)。原則として、ワンルームマンションは助成の対象外です。

(2) 昭和56年6月以降の新耐震基準建築物への助成

「耐震診断・耐震補強計画作成」への助成
耐震診断および耐震補強計画の作成に掛かる費用の2分の1を、1戸当たり5万円を限度に助成します(1物件200万円を限度)。対象は、新耐震基準で建築された木造以外の住宅・共同住宅で延べ面積1,000㎡以上かつ5階建て以上の建築物です。原則として、ワンルームマンションは助成の対象外です。また、建築基準法の規定による検査済証の交付を受けていないものや構造計算書のないものが対象となります。

◆ブロック塀等の除去に対する助成

道路に沿って設けられたコンクリートブロック塀等で、地震等に対する安全性が確認できないものを除去する際に、20万円を限度に助成します。

◆がけ・擁壁の簡易調査に技術者を派遣

集中豪雨や大地震の際、がけや擁壁が崩れると、大きな被害となる場合があります。

がけや擁壁に関する技術的な相談に応じます。現地に民間技術者を派遣し、現地を簡易(目視)調査しながら相談に応じます。調査に際し、敷地内に立ち入るため、がけ・擁壁調査か所に接する所有者の方の承諾が必要となります。

申し込み方法を見直しました

18年度は、申込期間を設けて助成対象建築物を募集しましたが、19年度は、この支援事業のすべての助成について、申込受付期間を設けずに申し込み順に受け付けます。

自分で我が家を耐震診断してみよう

「誰でもできるわが家の耐震診断(木造)」(写真)を本日5月15日の新聞に折り込んでいます。ご自宅等の耐震診断にご利用ください。



エレベーターによる事故を防ぎましょう

4月4日、港区六本木ヒルズにある「森タワー」のエレベーター機械室で、火災が発生しました。原因は、主索(ロープ)を構成する8本のストランドのうち1本が破断し、機械室にある滑車の側部保護カバーに接触して起きた火花がほこりに引火したものです。

◎日常の維持管理

建築物の所有者・管理者の方は、エレベーターを含む建築物を常時適法で安全な状態に維持保全してください。

①定期的に検査資格者による保守点検調査等を実施する、②点検調査等の結果等で指摘事項があった場合は速やかに改善する、③その他エレベーター設備等の状況により必要な措置を行う

◎定期報告(エレベーター等)

「定期報告」制度は、建築物の安全・衛生・防災・避難面の状況を把握して必要な改修や修繕を行うことにより、適正な維持保全を図り災害を未然に防ぐことを目的としています。建築物およびエレベーター等の所有者・管理者の方は、定期的に検査結果の報告を行ってください。詳しくは、5面「建物の定期的な診断を」をご覧ください。

【問合せ】建築課建築防災係(本庁舎8階) ☎(5273) 3745へ。



あなたの提案がよりよい地域社会に貢献します

「協働事業提案」募集開始

【実施までの流れ】



ボランティア団体・NPOなどの市民活動団体の専門性や柔軟性等を生かした事業の提案を公募します。提案があった事業は、提案団体と区が協働で実施します。

今回は、提案制度の主な内容を紹介し、応募資格、提案できる事業の要件等の詳しい内容と昨年度選定された5事業は、新宿区ホームページの「協働のひろば」でご覧いただけます。

【問合せ】地域調整課コミュニティ係(本庁舎1階) ☎(5273) 3872・☎(3209) 7455へ。

募集期間

7月6日(金)まで

提案事業の内容

次の①②のいずれかの事業(6つ程度の事業を選定する予定)

- ①ボランティア団体・NPOなどの市民活動団体の自由な発想による事業
- ②区からの課題(下記は一例)に対して提起する事業
 - ▶課題名…若年層の社会参加等に対する支援
 - 課題の概要…若年層の就労環境や社会とのかかわり方が課題

題となっている状況の中で、引きこもりやニートと呼ばれている若者への支援を行い、家族や地域の理解を深め、若者が自信を持って生活できる社会を目指す事業

事業の予算額

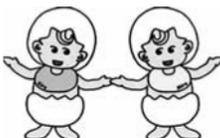
1事業当たり500万円が上限(おおむね100万円以上)。事業実施に当たり、区が負担する経費および消費税を含みます。

申込方法

次の①～⑨の書類を地域調整課コミュニティ係へお持ちください。郵送では受け付けません(①～④の様式は新宿区ホームページの地域調整課のページから取り出せます。⑤～⑨については、様式の定めはありません)。

- ①協働事業提案書、②事業提案企画書、③事業収支予算書、④団体概要書、⑤団体の定款・規約・会則等、⑥役員・会員名簿、⑦前年度活動報告書、⑧前年度収支計算書、⑨その他団体の活動内容が分かるもの(チラシ・パンフレットなど)。
- ※新宿区に登録しているNPO法人については、⑤～⑨の書類は提出不要です。

「協働推進基金」NPO活動助成申請団体のプレゼンテーションを実施



協働推進基金キャラクター KIRA・MIRA

1次書類選考で選ばれたNPO法人が助成申請をした事業のプレゼンテーションを行います。

【日時】5月25日(金)午後1時～4時30分

【会場・申込み】傍聴を希望する方は当日直接、牛込算笥地域センター(算笥町15)へ。先着80名。

【問合せ】地域調整課コミュニティ係(本庁舎1階) ☎(5273) 3872へ。

協働事業提案募集説明会

【日時】①5月29日(火)午前10時～11時30分、②30日(水)午後6時～7時30分(①②とも同じ内容です)

【会場】区役所本庁舎3階301会議室

【申込み】電話かファックス(団体名、人数を記入)で地域調整課コミュニティ係(本庁舎1階) ☎(5273) 3872・☎(3209) 7455へ。